

令和5年神審第26号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年3月27日08時30分

京都府舞鶴港第3区

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	4.96トン	2.17トン
登 録 長	11.40メートル	8.24メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	242キロワット	140キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部左舷側に機関遠隔操縦装置を、右舷側に魚群探知機を、同室後方の左舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、操舵室上部にGPSプロッターを備えた操船区画を設けた、養殖業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、養殖施設管理の目的で、船首0.5メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和5年3月27日08時20分舞鶴港第1区の係留地を発し、同港第3区の養殖施設に向かった。

a受審人は、操舵室後方の左舷側に立った姿勢で舞鶴港第3区の舞鶴国際ふ頭南西方沖合を北上中、右舷船首方の同ふ頭1号岸壁に船首を東方に向け着岸作業中のコンテナ船を認め、左旋回後に右旋回を行って同船の船尾方をかわすこととし、左旋回を始め、08時28分半僅か前舞鶴港戸島灯台から198度（真方位、以下同じ。）1.13海里の地点に達し、右旋回を終え、船首が090度を向いたとき、正船首530メートルのところにBを視認することができ、同船が船首を南南東方に向け、ほとんど移動しないことから、漂泊中と分かる状況であったが、右旋回を終える前に目的地方向に船舶を認めなかったため、同方向に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、目的地に向けるため、Bの近距離のところで針路を同船に向く090度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行し、B

に対して衝突の危険を生じさせた。

こうして、a 受審人は、同じ針路、速力で続航し、08時30分僅か前船首至近にBを認めたものの、どうすることもできず、08時30分舞鶴港戸島灯台から184度1.08海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その左舷船首部がBの右舷中央部に後方から68度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はなく、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部左舷側に魚群探知機兼用のGPSプロッターを、同室後方の左舷側に舵輪を、同右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として笛を備えた、小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、b 受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、同日07時00分舞鶴港第1区の係留地を発し、同港第3区の漁場に向かった。

b 受審人は、07時05分舞鶴国際ふ頭北方沖合の目的の漁場に到着し、トロールにより漁ろうに従事していることを示す形象物を表示しないまま、操業を開始した。

ところで、Bの行う底びき網漁は、左右両舷1条ずつのけた網を用いて行うもので、幅1.50メートル高さ0.38メートルの鉄製のけた枠の付いた長さ1.80メートルのけた網を、船尾甲板上に備えられたウインチから50メートル延出した直径18ミリメートルのクレモナ製ロープでそれぞれ曳き、えい網終了後に両舷のけた枠を引き揚げ、その後に漂泊して行うけた網の揚網及び漁獲物の選別各作業は、一方の舷側の作業を終えたあと、他方の舷側の作業を順に行うもので、

えい網に15分ないし20分、揚網及び漁獲物の選別各作業に15分ないし20分を要するものであった。

b受審人は、えい網を終えて両舷のけた枠を引き揚げ、08時25分衝突地点付近で、揚網及び漁獲物の選別各作業を行うため、船首を南南東方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、先に左舷側の作業を始めることとし、同舷側のけた網の揚網作業を始め、08時28分同作業を終え、右舷側のけた網を海中に沈めたまま、船尾甲板で漁獲物の選別作業を始めた。

b受審人は、08時28分半僅か前衝突地点で、船首が158度を向いていたとき、右舷船尾68度530メートルのところにAを視認することができ、同船が自船に向けて近距離のところで針路を定め、自船に対して衝突の危険を生じさせて接近する状況であったが、漁獲物の選別作業に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、更に間近に接近しても、漁具を放ち、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、08時30分僅か前右舷至近に迫った同船を認め、大声で叫んだものの、効なく、Bは、船首が158度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に擦過傷を、Bは、右舷中央部外板に破口を伴う擦過傷及び機関の濡れ損をそれぞれ生じ、b受審人が外傷性頸椎症、四肢痙性不全麻痺等を負った。

(航法の適用)

本件は、特別法である港則法が適用される舞鶴港第3区において、航行中のAと漁ろうに従事するBが衝突したもので、同法の適用について

検討する。

港則法第18条第1項で、汽艇等は、港内においては、汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない旨規定されているが、A、B両船とも同法第3条第1項に規定される総トン数二十トン未満の汽船であり、汽艇等に該当し、港則法第18条第1項の適用はない。

また、Bは、港内でけた網を用いてトロールにより漁ろうに従事するため漂泊しており、港則法第8条（係留等の制限）、同法第10条（停泊の制限）に基づく港則法施行規則第6条、及び同法第35条（漁ろうの制限）の適用が考えられるが、衝突地点付近は、舞鶴国際ふ頭から約250メートル離れ、付近に河川、運河その他狭い水路等がなく、周囲に十分な可航水域があり、船舶交通の妨となるおそれのある港内の場所に、みだりにびょう泊又は停留してはならない港内の場所に、みだりに漁ろうをしてはならない港内の場所にそれぞれ該当するとは認められないことから、港則法第8条、同法施行規則第6条及び港則法第35条の適用はない。

その他、港則法には、本件に適用される航法規定がないので、本件は、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用されることとなり、Aは、航行中の動力船で、Bは、トロールにより漁ろうに従事していることを示す形象物を表示していなかったものの、漂泊して船尾甲板で乗組員が作業を行っている様子から、漁ろうに従事していることが分かり、同法第18条第1項の航行中の動力船と漁ろうに従事している船舶の各種船舶間の航法が考えられるが、事実の経過で示したとおり、互いに視野の内にある状況下、衝突の約1分半前、Aが、Bの近距離のところと同船に向けて針路を定めて進行し、Bに対して衝突の危険を生じさせて本件に至ったもので、Aが漁ろうに従事しているBの進路を避けなかったことをもって、同条同項を適用すると、Aが通常の避

航動作をとる、及びBが通常の衝突を避けるための協力動作をとる、それぞれ十分な時間的、距離的余裕があったとは認められないことから、本件に予防法第18条第1項を適用するのは相当ではない。

その他、予防法には本件に適用する定型的航法の規定がないので、本件は同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、舞鶴港第3区において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBの近距離のところで同船に向けて針路を定めて進行し、Bに対して衝突の危険を生じさせたことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、舞鶴港第3区において、同区の養殖施設に向けるため、右旋回を終えて針路を定める場合、定針予定方向の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、右旋回を終える前に目的地方向に船舶を認めなかったため、同方向に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船の近距離のところでBに向けて針路を定めて進行し、同船に対して衝突の危険を生じさせて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、舞鶴港第3区において、揚網及び漁獲物の選別各作業を

行うため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁獲物の選別作業に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aが自船に向けて近距離のところ針路を定め、自船に対して衝突の危険を生じさせて接近することに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年2月28日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広